

横浜市立病院経営評価委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 28 日病総経第 264 号(局長決裁)

最新改正 平成 27 年 3 月 19 日病計画第 175 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年 12 月条例第 60 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市立病院経営評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、医療経済や病院経営の専門家等のうちから病院事業管理者が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日より 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、または、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。

(部会)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は委員長が指名し、病院事業管理者が任命する。
- 3 部会の委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会長に事故があるとき、または、部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(部会の運営)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長が務める。

(会議等の公開)

第7条 横浜市の有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、委員会の会議及び部会(以下「会議等」という。)を公開する。ただし、委員長又は部会長が会議等の運営上必要があると認める場合には、会議等の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 会議等の公開に関し必要な事項は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱の定めるところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長又は部会長は、会議等の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、医療局病院経営本部病院経営課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成24年3月28日病総経第264号)
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日病総経第255号)
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日病計画第135号)
この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日病計画第175号)
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。